

湯河原町告示第 43 号

湯河原町不育症治療費助成事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 4 月 10 日

湯河原町長 内 藤 喜 文

湯河原町不育症治療費助成事業実施要綱の一部を改正する告示
湯河原町不育症治療費助成事業実施要綱（平成31年湯河原町告示第14号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とする。

第 6 条第 1 項中第 5 号を削り、同項第 6 号中「健康保険証の写し」を「被保険者等であることを証明する書類」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 7 号を同項第 6 号とする。

様式第 1 号中「助事業」を「助成事業」に改め、「課税台帳」を削り、

課税状況	<input type="checkbox"/> 所得証明書	<input type="checkbox"/> 町資料
医療保険	<input type="checkbox"/> 健康保険証等の写し	

を「

医療保険	<input type="checkbox"/> 被保険者等で
------	---------------------------------

あることを証明する書類

に改める。

附 則

(施行期日)

- この告示は、公表の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。
(経過措置)
- この告示の施行の際現に提出されているこの告示による改正前の様式（次項において「旧様式」という）により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。